

学校耐震化加速に関するお願い

(趣旨)

このほど、学校施設の耐震化に対する国の緊急措置を大幅に拡充することを内容とした「地震防災対策特別措置法改正法」が国会で成立しました。政府としては、これを受けて、学校施設の耐震化の促進に向け、緊急の支援措置を講じることとしております。

各地方公共団体におかれても学校施設の耐震化の重要性を御認識いただき、耐震化に緊急に取り組んでいただくようお願いいたします。

市町村の財政負担軽減

1 国庫補助率の更なる嵩上げ（地震防災対策特別措置法の改正）

公立の小学校、中学校、幼稚園、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部、中学部及び幼稚部の I_s 値 0.3 未満の校舎、体育館、寄宿舎について

- (1) 耐震補強 (1 / 2 → 2 / 3)
- (2) 改 築 (1 / 3 → 1 / 2)

【注】嵩上げ対象となる改築は、コンクリート強度の問題等やむを得ない事情により、補強での対応を図れないものに限る

2 地方財政措置の拡充

国庫補助率の嵩上げ対象となった施設について

- (1) 起債充当率の拡充
75% → 90% (東海地区並の割合)
- (2) 地方債の元利償還金に対する地方交付税充当割合の拡充
50% → 66.7% (東海地区並の割合)

市町村の取組促進策

1 耐震診断の実施の義務づけと、耐震診断の結果（各施設ごとの I_s 値等の耐震性能）の公表の義務づけ（地震防災対策特別措置法の改正）

2 耐震化促進のための人材の確保

都道府県による市町村への技術者のあっせん等を支援（関係省庁（国土交通省）との連携のもと既存の助成制度を活用）

3 公立学校の耐震化に特化したPFIマニュアルの作成、普及啓発

4 耐震化の補強設計等を請け負う設計者等の確保に向けた建築士の関係団体への要請（関係省庁（国土交通省）との連携のもと協力を要請）

5 耐震化の実施に合わせた関連整備の促進

耐震化の際、天井の落下やガラスの飛散の防止、あるいは、エコ改修やバリアフリー化への対応、アスベスト対策などを、耐震化と同時に実施することについても配慮

6 耐震化の推進に向けた文部科学大臣及び国土交通大臣からの要請

学校施設の耐震化に向け、文部科学大臣及び国土交通大臣から、公立学校耐震化関係者（都道府県教育委員会及び都道府県建築指導部局並びに建築士団体）に耐震化への要請を行う、「キックオフ・ミーティング」を開催予定